

大きな声で川口が大好きだと叫んでみませんか川口プライド条例

(目的)

第1条 この条例は、住みやすいまち川口を超えて、ますます選ばれるまち川口、いつまでも住み続けたいまち川口の実現を目指して、川口の魅力を掘り返し、見つけ直し、改めて知るとともに、高め、発信し、川口の魅力の認知を広めることで、多様な価値観を持つみんながひとつになれる川口プライドを育むことを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

(1) 川口プライド 川口に対する愛着、誇り、共感を持ち、自ら進んで、大きな声で川口が大好きだと叫びたくなるほど、川口をもっと良くしていこうとする心意気をいいます。

(2) みんな 川口に暮らす市民だけではなく、川口への通勤又は通学者、川口にゆかりのある者をいいます。

(基本的な考え方)

第3条 この条例は、みんなに川口プライドを持つことを強く求めるものではなく、みんなの川口に対する思いを尊重するものです。

2 この条例は、みんなが自発的に行う川口プライドを高める行動を尊重するものです。

(みんなの役割)

第4条 みんなは、川口に対し関心を持ち、川口の魅力の再発見を、自由に楽しみます。

2 みんなは、自らが思う川口の魅力を発信し、共有することを、自由に楽しみます。

3 みんなは、川口の魅力を高めることにつながる活動に自ら関わり、自由に楽しみます。

(市の役割)

第5条 市は、川口の魅力を広く知らせることができるあらゆる機会を捉えて、み

みんなの川口プライドを育むよう、共に楽しみます。

2 市は、川口の魅力を高めることにつながるみんなの自発的な活動に協力し、共に楽しみます。

(基本的な取組)

第6条 市は、みんなの川口プライドを育むため、次に掲げる取組を行うものとします。

- (1) 川口の魅力を高める事業を推進します。
- (2) 市内外に向けた川口の魅力の積極的な発信をします。
- (3) みんなと互いに協力し、もっと川口を楽しくします。

(財政上の措置)

第7条 市は、前条に規定する取組を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(検証等)

第8条 市は、この条例の運用状況や効果について検証し、みんなの川口プライドを育むための取組に必要な見直しを行うことで、川口プライドをより高めるものとします。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行します。